入札時における見積内訳明細書の取扱要領

１　目的

県が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の入札執行者は、入札参加者の見積努力を促し、その請負代金の額によっては建設工事等の適正な施工等が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、この要領の定めるところにより、建設工事等の入札参加者に対し、入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳明細書」という。）の提出を求めるとともに、提出させた見積内訳明細書の内容の確認その他の必要な措置を講じるものとする。

２　見積内訳明細書の提出を求める建設工事等及び入札参加者の範囲

入札執行者は、全ての建設工事、予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等及び低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等の入札において、全ての入札参加者に対し、見積内訳明細書の提出を求めるものとする。

３　見積内訳明細書の記載方法等

(1) 見積内訳明細書には、次の事項をすべて記載しなければならない。

①　提出者の商号又は名称
②　建設工事等の件名
③　工事価格又は業務価格
④　入札金額の内訳

(2) 建設工事における(1)④に規定する入札金額の内訳は、次の基準に従って記載すること。

①　土木工事にあっては、設計書における本工事費内訳書に準じた内容（別紙１参考）とし、建築・設備工事にあっては、別に定めるものとする。
②　①に定める内容に加え、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金及び安全衛生経費（以下「材料費等」という。）を明記しなければならない。なお、材料費等の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参照すること。
③　②に掲げる経費のうち、法定福利費の事業主負担額を除く各経費について、適正な算出が困難な場合は、次のとおり記載すること。

ア　経費のすべてを計上できない場合
　計上できない経費の金額欄に「算出不能」や「計上不可」など、その旨が判別できる表現で記載する。

イ　経費の一部のみ計上できない場合
　該当する経費の金額欄には計上可能な金額のみを記載し、摘要欄等に「一部のみ計上」など、その旨を明記する。

ウ　建設業退職金共済制度の掛金の納付の対象となる労働者がいない場合
　対象労働者がいない場合は、金額欄に「－」と記載する。

(3) 建設コンサルタント業務等における(1)④に規定する入札金額の内訳は、設計書における本業務費内訳書に準じた内容（別紙２参考）とする。

４　見積内訳明細書の提出方法

見積内訳明細書は、１回目の入札に際し、入札書の提出方法に準じて提出させるものとする。

なお、建設工事においては、電子入札システムにより提出する場合は、見積内訳明細書のファイル名には提出者の商号又は名称及び工事件名を記載するよう指導するものとする。

５　見積内訳明細書の内容の確認方法等

入札執行者は、入札終了後、落札候補者の見積内訳明細書について、その内容の確認を行い、6(1)の規定により入札が無効となった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者がある場合は、その内容について見積内訳明細書提出状況調（様式１）に記載するものとする。

なお、１の目的の達成に資するため、入札執行者は、必要に応じて、落札候補者以外の見積内訳明細書の内容の確認を行うものとする。

６　見積内訳明細書の具体的な取扱い

(1) 建設工事においては、建設業法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４９号）第２条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１２条及び第１３条の規定の趣旨に鑑み、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者の入札及び提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効とする。

①　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
②　建設工事の件名の記載がないもの
③　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
④　入札金額の内訳の記載がないもの

また、低入札価格調査制度を適用する建設工事においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠にもなるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳により判断した結果、落札者とならないこともある。

なお、④について、3(2)②の材料費等の記載がない見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札は、当面の間、無効としない。

(2) 建設コンサルタント業務等においては、法令上、見積内訳明細書の提出が義務づけられていないことを踏まえ、次のとおり、取り扱うものとする。

①　低入札価格調査制度を適用しない建設コンサルタント業務等においては、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないため、例えば、落札候補者において、見積内訳明細書を提出しなかった場合、見積内訳明細書が白紙であった場合、見積内訳明細書の総額と入札金額が一致しない場合その他の不備があると認められる場合であっても、それを理由として落札者としないことはできない。

②　低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等においては、見積内訳明細書は、低入札価格調査における失格判断基準に該当するか否かを判断する際の根拠となるものであり、見積内訳明細書に記載された内訳により判断した結果、落札者とならないこともある。

７　入札参加者に対する指導等

(1) 入札執行者は、落札決定後、６(1)なお書きにある材料費等の記載のない見積内訳明細書、又は不適切な見積内訳明細書を提出した者に対し、必要に応じて指導又は助言をすることができる。

(2) ６(1)の規定により入札を無効とされた者、建設コンサルタント業務等の入札において見積内訳明細書を提出しなかった者及び建設コンサルタント業務等の入札において６(1)①から④までのいずれかに相当する見積内訳明細書を提出した者は、以後の指名において考慮するものとする。

８　建設工事に係る労務費ダンピング調査

入札執行者は、予定価格が５千万円以上で競争入札を実施する建設工事にあっては、労務費ダンピング調査を実施する。

(1)調査方法

落札者が見積もった直接工事費(電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。)が一定水準以上であるかを確認する。

(2)一定水準

調査の基準となる一定水準は、秋田県低入札価格調査取扱実施要領(平成９年８月８日監－１３９７)第２条第１項第１号イに規定する「直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額」とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3)一定水準を下回った場合

①　落札者が見積もった直接工事費が一定水準を下回った場合、入札執行者は、様式２により、当該落札者に対し理由書の提出を求めるものとする。

この場合において、落札者は発注者が指定する日までに様式３の理由書を提出しなければならない。

②　入札執行者は落札者から理由書の提出があったときは、その理由が一定水準を下回ったことについて合理的な理由があるかを確認するものとする。

③　入札執行者は確認の結果、合理的な理由があると認められない場合、又は指定する日までに理由書の提出が無い場合は落札者に対し様式４により必要な改善を要請すると共に、様式５により建設政策課長に報告するものとする。

④　報告を受けた建設政策課長は、様式６により国土交通省東北地方整備局の建設Ｇメンに通報を行うものとする。

(4)労務費ダンピング調査の省略

秋田県低入札価格調査取扱実施要領第３条第５項に規定する詳細調査を経て落札者となった場合は労務費ダンピング調査を省略する。

(5)労務費ダンピング調査において、この要領に定めのない事項は、国土交通省がまとめた「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参考とする。

９　入札参加者に対する周知

建設工事等の入札のうち、一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあっては指名通知に、見積内訳明細書を

提出することその他の必要な事項を明示するものとする。

１０ その他

この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則（平成２７年３月２日建政－１９００）

１　削除

２　入札時における見積内訳明細書の取扱いについて（平成６年３月３０日監－１７３４土木部長通知）は、廃止する。

３　県は、この要領の施行後１年を経過した場合において、要領６に規定する見積内訳明細書の具体的な取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平成２８年３月２２日建政－１７０９　一部改正）

この要領は、平成２８年４月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用する。

附　則（令和２年９月２９日建政－６８８　一部改正）

この要領は、令和２年１０月１日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附　則（令和８年３月２３日建政－１９８４　一部改正）

この要領は、令和８年４月１日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附　則（令和８年１１月２日建政－１１５４　一部改正）

この要領は、令和８年１２月１日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。

様式１（５関係）

見積内訳明細書提出状況調

入札執行課所名：

１　建設工事

開札日	工事名	入札参加者	提出の有無	入札無効の理由	不適切な事項

注１）落札候補者のうち、要領６（１）の規定により入札が無効となった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者※について、記載すること。

※例として、提出者名に誤記がある、建設工事の件名に誤記がある、工事価格と入札金額が一致しない、工事価格と内訳の合計額が一致しない等

注２）「入札無効の理由」欄には、要領６に規定する無効事由を記載すること。また、「不適切な事項」欄には、それ以外の事由を簡潔明瞭に記載すること。

２　建設コンサルタント業務等

開札日	業務名	入札参加者	提出の有無	不適切な事項

注１）落札候補者のうち、見積内訳明細書を提出しなかった者その他不適切な見積内訳明細書を提出した者※について、記載すること。

※例として、見積内訳明細書が白紙である、必要事項の記載がない、業務の件名に誤記がある、業務価格と入札金額が一致しない、業務価格と内訳の合計額が一致しない等

注２）「備考」欄には、不適切な事項を簡潔明瞭に記載すること。

様式２（８（３）①関係）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

（落札者）　　様

入札執行者
（公印省略）

労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について

貴社が落札者となった下記工事について、提出された見積内訳明細書の直接工事費が一定水準を下回っているため、その理由について下記の提出期限まで理由書を提出してください。

工 事 名：
工事番号：
提出期限：

様式３（８（３）①関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
入札執行者

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

理　由　書

下記工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

工事名	
工事番号	
理由	

様式４（８（３）③関係）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

（落札者）　　様

入札執行者
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

工 事 名：

工事番号：

指摘事項	見積内訳明細書に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

様式５（８（３）③関係）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

建設政策課長　あて

入札執行者
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので報告します。

１　工事名
２　工事番号
３　落札者
　　住所又は所在地
　　商号又は名称
　　建設業許可番号
４　開札日
５　添付資料
・労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について（様式２）
・理由書（様式３）
・労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（様式４）
・金入設計書
・低入札調査基準価格（最低制限価格）算定シート
・入札書
・見積内訳明細書

様式６（８（３）④関係）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

国土交通省東北地方整備局
　建政部　建設産業課長　様

秋田県建設部建設政策課長
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

本県が発注する下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので報告します。

入札参加者の商号又は名称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
建設業の許可番号	
工事名	
入札日	
応札率	
理由の確認の結果	
公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）	
労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方	
金入設計書	
落札者提出の内訳書	

（別紙１）

見積内訳明細書の例（道路改良）

あて

住　　所：

商号又は名称：

氏　　名：

工事名：

見積内訳明細書

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良		式				
土工		式				
切土	土砂	㎥				
切土	軟岩	㎥				
盛土	利用土	㎥				
盛土	採取土	㎥				
盛土	購入土	㎥				
土羽工	筋芝	㎡				
土羽工	張芝	㎡				
路盤工		式				
下層路盤		㎡				
上層路盤		㎡				
排水工		式				
コンクリート側溝	U型	m				
コンクリート側溝	L型	m				
雑工事		式				
路肩処理		式				
取付道路		箇所				
ガードレール		m				
用地境界杭		本				
直接工事費		式				
うち材料費		式				
うち労務費		式				
共通仮設		式				
共通仮設費（率計上）		式				
純工事費		式				
現場管理費		式				
うち法定福利費の事業主負担額		式				
うち建退共制度の掛金		式				
工事原価		式				
うち安全衛生経費		式				
一般管理費等		式				
工事価格		式				
消費税額及び地方消費税額		式				
工事費計		式				

注）本内訳書は、第１回の入札に際し提出を求めるものである。

注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

（別紙２）

見積内訳明細書の例（建設コンサルタント業務等）

あて

住　　所：

商号又は名称：

氏　　名：

業務名：

見積内訳明細書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費									
	直接人件費				式				
		設計計画			人				
		現地踏査			〃				
		設計図作成			〃				
		協議資料作成			〃				
		概算工事費			〃				
		照査			〃				
		報告書作成			〃				
		（直接人件費計）							
	直接経費				式				
		事務用品費			〃				
		旅費交通費			〃				
		使用料及び損料			〃				
		その他直接経費			〃				
		（直接経費計）							
	（直接業務費計）								
間接業務費									
	技術経費				式				
諸経費									
	業務管理費				式				
	一般管理費等				式				
業務価格									

注）建設コンサルタント業務等において提出を求める見積内訳明細書の内容が、上記の例によりがたい場合には、閲覧又は公告において提示する金抜設計書に対応した内容とすることができるものとする。